

第 51 回農業資材審議会農薬分科会 議事要旨

1 開催日時及び場所

日時： 令和 8 年 5 月 14 日（木） 13:30 ～ 16:25

場所： 農林水産省消費・安全局第 1 会議室（対面・WEB 会議形式による併催）

2 出席委員（敬称略）

有江力、岩田浩幸、久城真代、栗形麻樹子、郷野智砂子、五箇公一、櫻井裕之、夏目雅裕、平沢裕子、水口智江可、美谷島克宏、山本幸洋、秋森吉樹、天野昭子、井岡智子、大井田寛、木幡光範、中村純、増村健一

3 会議の概要

（1）農薬取締法第 3 条第 1 項の農薬の登録に係る農業資材審議会農薬分科会の意見について

農林水産大臣より諮問を受けたスピロピジオンを有効成分として含む農薬の新規登録に関し、「農薬の登録に係る意見の聴取に関する資料」（資料 3）に基づき審議を行った結果、案のとおり了承された。

委員からの主な質問及び意見と事務局からの回答は以下のとおり。

（質問） ミツバチへの影響評価において幼虫への影響を見ているのは、成虫で何らかの影響があったためか。幼虫では成虫よりも毒性影響が強く出ているがどのような評価をしているのか。（夏目委員）

（回答） 新規申請の農薬のミツバチへの影響評価においては、幼虫経口毒性試験は必須の要求項目であり、幼虫への影響も評価している。なお、本農薬については、蜂群への影響試験についても考慮した上で評価を行っている。

（2）農薬取締法第 7 条第 7 項の農薬の変更の登録に係る農業資材審議会農薬分科会の意見について

農林水産大臣より諮問を受けたアシベンゾラル S-メチル及びジクロルプロップを有効成分として含む農薬の変更の登録に関し、「農薬の変更の登録に係る意見の聴取に関する資料」（資料 4～5）に基づき審議を行った結果、案のとおり了承された。

（3）農薬取締法第 8 条第 1 項の農薬の再評価に係る農業資材審議会農薬分科会の意

見について

農林水産大臣より諮問を受けたキノクラミン（別名ACN）、フェリムゾン、プロパモカルブ塩酸塩及びペントキサゾンを含む農薬の再評価に関し、「農薬の再評価に係る意見の聴取に関する資料」（資料6～9）に基づき審議を行った結果、案のとおり了承された。

委員からの主な質問及び意見と事務局からの回答は以下のとおり。

（質問）再評価終了後、適用の一部を削除する剤について、これらを反映させた新たなラベルの製品が流通する時期と、適用の一部削除の事前周知を実施する時期は、どのようなタイミングとなるか。（天野委員）

（回答）新たなラベルの製品が流通するのは再評価終了後となる一方で、事前周知については、本分科会終了後、速やかに行ってまいりたい。

（4）農薬取締法第39条第1項の規定に基づく農業資材審議会農薬分科会での意見の聴取について

農林水産大臣より諮問を受けた、テトフルピロリメトを有効成分として含む農薬の登録、エマメクチン安息香酸塩を有効成分として含む農薬の変更の登録、シアントラニリプロール、ダミノジッド、トリシクラゾール、ピラクロニル、ピリミジフェン及びブプロフェジンを含む農薬の再評価に関し、「農薬の登録に係る意見の聴取について」（資料10-1）、「農薬の変更の登録に係る意見の聴取について」（資料10-2）、「農薬の再評価に係る意見の聴取について」（資料10-3）及び「農薬の登録等に係る農林水産大臣からの諮問について（報告）」（資料10-4）に基づき説明し、了承された。

（5）農薬の優先審査について

事務局より、「農薬の優先審査について」（資料11）に基づき、優先審査基準の改正案について説明し、了承された。

委員からの主な質問及び意見と事務局からの回答は以下のとおり。

（意見）植物成長調整剤は生理機能の増進や抑制に用いられるため、都道府県の要望時に緊急性を説明する際の根拠として被害の程度を数値化することが難しい。例を示してはどうか。（天野委員）

（回答）殺虫剤や殺菌剤とは性質は異なるが、植物成長調整剤の中でも例えば落果防止剤であれば、昨今の異常気象による影響は十分理由になるものと思料。今後、都道府県への説明についてもいただいた意見を踏まえ対応したい。

(質問) 既登録農薬数は、作物と病害虫の組み合わせで判断するのか。(有江委員)

(回答) 然り。

(質問) 優先審査基準のうち、新規の作用機作とはどのように判断されているのか。(井岡委員)

(回答) 農薬には、その作用機作ごとに割り振られたコード番号があるため、その分類を参考に判断している。

(6) 令和元年農林水産省告示第 480 号(農薬取締法第 4 条第 1 項第 5 号に掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める件)の一部を改正する件(案)についての意見・情報の募集の結果について

事務局より、「令和元年農林水産省告示第 480 号(農薬取締法第四条第一項第五号に掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める件)の一部を改正する件(案)についての意見・情報の募集の結果について(案)」(資料 12)に基づき、パブリックコメントにおいて寄せられた御意見及び御意見に対する考え方について説明。パブリックコメントにおいて寄せられた御意見に対する考え方を一部修正の上、パブリックコメントの結果公示等の所要の進めることについて了承された。

委員からの主な質問及び意見と事務局からの回答は以下のとおり。

(意見) 一つ目の御意見について、より直接的な回答としてはどうか。(天野委員)

(回答) 御指摘を踏まえ、記載を一部修正する。

(7) 「天敵農薬の登録申請において提出すべき資料について」の一部改正について(報告)

生物農薬評価部会の委員及び事務局より、「「天敵農薬の登録申請において提出すべき資料について」の一部改正について(報告)」(資料 13)、及び「天敵農薬の登録申請において提出すべき資料について(案)」(資料 13-1)に基づき説明し、了承された。

(8) 「微生物農薬の登録申請において提出すべき資料について」の一部改正について(報告)

生物農薬評価部会の委員及び事務局より、「「微生物農薬の登録申請において提出すべき資料について」の一部改正について(報告)」(資料 14)、及び「微生物農薬の登録申請において提出すべき資料について(案)」(資料 14-1)に基

づき説明し、了承された。

(9) 農薬の登録申請において提出すべき資料の試験方法について（報告）

農薬使用者安全評価部会及び農薬原体部会の委員より、「農薬の登録申請において提出すべき資料の試験方法について（報告）」（資料 15）に基づき、農薬使用者安全評価部会及び農薬原体部会における検討の結果、「農薬の登録申請において提出すべき資料について」（平成 31 年 3 月 29 日付け 30 消安第 6278 号 農林水産省消費・安全局長通知）に追加すべき試験方法が了承されたことが、報告された。

委員からの主な質問及び意見及び意見と事務局からの回答は以下のとおり。

（質問）古い試験方法が削除されることもあるのか。（夏目委員）

（回答）新しい試験方法に置き換えられる場合を除き、削除されることはない
と理解。

(10) 新たな科学的知見活用が見える化について（報告）

事務局より、「新たな科学的知見活用が見える化について（報告）」（資料 16）に基づき、2025 年度下半期における情報を整理し、報告。

委員からの主な質問及び意見及び意見と事務局からの回答は以下のとおり。

（意見）欧州と日本では気候が異なり、農薬の評価方法や制度も異なる。海外の状況も十分に把握しつつ、我が国としてどのような制度が最適なのか、国際調和をどのように進めるのかを検討してほしい。（岩田委員）

（回答）農薬は安全の確保が最も重要であり、科学的知見に基づいてリスク評価を行い、これを踏まえて使用方法の設定や現場指導も含めリスク管理を行っていくことが重要。最新の科学的知見の収集や国際的な議論のフォロー等を引き続き行い、必要な対応を検討していきたい。

（意見）我が国の農薬登録制度の仕組みを資料に記載することで、一般の方も理解しやすくなると思料。（平沢委員）

（回答）農薬登録制度に関する情報発信の在り方については、引き続き検討していきたい。

（意見）我が国では我が国の気象条件や使用方法に基づくリスク評価を行っており、同様の気候であるアジアモンスーン地域のリスク評価のモデルとなるのではないか。（夏目委員）

（質問）欧州や米国が日本の評価結果や規制に関する情報を入手し活用することもあるのか。（有江委員）

(回答) 欧米でどの程度、他国の評価を参考としているか不明であるが、国際的な場で評価法や登録状況等の情報交換をしている。

(質問) 欧州のベンゾピシクロンについてのピアレビューに「住民への暴露」について記載があるが、どのように評価しているのか。(櫻井委員)

(回答) 欧州では住民に対してモデル式などを用いてリスク評価を行っている
と承知。それぞれの国や地域で評価内容は一部異なるが、日本では周辺住民に対しては農薬飛散による被害を防止する等の指導事項を通じてリスク低減やリスク管理を図っている。

(11) その他
特になし。

(以上)